

一般競争入札に関する公告

社会福祉法人松川会の発注する特殊浴槽について下記のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和8年6月17日
埼玉県北本市石戸5丁目143番地1
社会福祉法人 松川会
理事長 吉川尚宏

1 入札に関する事項

- (1) 件名 特殊浴槽購入
- (2) 納入場所 埼玉県北本市石戸5丁目143-1
特別養護老人ホーム チェリーヒルズ北本
- (3) 納入期限 令和8年9月15日まで
- (4) 入札概要 一般競争入札
- (5) 予定価格 公表しない
- (6) 仕様 別紙仕様書のとおり

2 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者）に定める要件に該当しない者であること。
- (2) 本件入札の公告日から落札日決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札日決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (5) 令和6年、7年度埼玉県の物品等競争入札参加資格登録事業者であること。
- (6) 当法人の理事長及び理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等内の姻族）が役員に就いている業者など、当法人と特別の利害関係を有する業者でないもの。
- (7) 特殊浴槽を取扱い請け負うことができる業者であること。
- (8) 埼玉県内、東京都内に本社または営業所等があること。

3 入札参加資格の確認

- (1) この入札に参加を希望する者は（3）の①の期間内に添付されている①、②の書類をメールにて提出の上、③、④の書類を持参又はレターパックプラスにて（3）の②まで提出しなければならない。
①一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）

- ②一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
- ③会社案内又は会社履歴書等
- ④会社登記簿抄本（3ヶ月以内に発行されたもの）
- (2) 上記（1）の①及び②の書類（以下「申請書類」という）を提出した後、電話にてその旨を報告する。
 - ①連絡先 社会福祉法人 松川会法人本部
担当：吉川朋宏 電話：049-277-4454
- (3) (1) の①～④の書類の提出期間及び提出先は、次の通りとする。
 - ①期 間 令和8年6月17日（水）～令和8年7月1日（水）
受付時間 9：30～17：00 ※土日祝を除く
 - ②提出先 埼玉県坂戸市片柳 1640-1-102
社会福祉法人 松川会法人本部（サテライトオフィス）
メールアドレス t.yoshikawa@matukawakai.jp
 - ③連絡先 電話：049-277-4454
 - ④その他 持参する時は事前に連絡すること
- (4) 入札参加資格の結果は、令和8年7月2日（木）17：00までに電子メールにて通知する。

4 仕様書等の配布

- (1) 仕様書等は電子メールにて通知する。
- (2) 入札参加通知書と同時に令和8年7月2日（水）通知する。

5 現場説明会 行わない

6 質疑応答

- (1) 受付 令和8年7月3日（金）10：00～令和8年7月13日（月）15：00まで
- (2) 方法 電子メール
- (3) 提出先 社会福祉法人 松川会法人本部
メールアドレス t.yoshikawa@matukawakai.jp
- (4) 回答 令和8年7月15日（水）17：00までに全参加者に回答する。

7 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 特別養護老人ホーム チェリーヒルズ北本会議室
埼玉県北本市石戸5丁目143-1
- (2) 日 時 令和8年7月29日（水）13：00から

8 予定価格 公表しない

9 最低制限価格 設定するが公表しない

10 保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

11 入札注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は委任状を提出させること。(様式は貴社の様式にて)
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(消費税抜き)に当該金額の100分の10に相当する金額を加算(消費税込み)した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするため、入札参加者は消費税を抜いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。(様式は貴社の様式にて)
- (4) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ①入札書に押印のない入札書によるもの
 - ②記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - ③入札に参加する資格のない者がしたもの
 - ④記載すべき事項の記入のない入札書、又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
 - ⑤代理人で委任状提出しない者がしたもの
 - ⑥談合が明らかになったもの

12 落札者の決定等

- (1) 予定価格の範囲内で最低制限価格を超え、最も近い価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 1回目の入札で落札者が出ない場合は、1回目の入札に参加しかつ最低制限価格を下回らなかった者で2回目の入札を行う。
- (3) 2回目の入札でも落札者が決定しない場合は、最低価格者との間で随意交渉を行う。なお、最低価格者に契約締結の意思がない場合は順次、次の低価格者を対象として随意交渉を行う。
- (4) 随意交渉の際に予定価格その他の入札条件の変更は認めない。
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (6) 落札者は、入札金額内訳書を提出すること。

13 契約

- (1) 契約の履行については、発注者の指示に従うこと。
- (2) 本契約の締結は、当法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (3) 支払条件は契約時及び完了検査後に、法律・条令等による県費補助金交付時期を目安として落札者と協議して決定する。

以上